平成２８年（フ）第２９７号
埼玉県草加市金明町176番地１　マインドハイムフラワー202号
債務者　松村　裕士
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　毅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
埼玉県越谷市赤山町３丁目249番地10
債務者　小田恵津子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９８９号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目５番45号メゾン公園通り203号
債務者　高見　　渉
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
愛知県あま市西今宿梶村一32番１号、前住所三重県松阪市大平尾町55番地　コーポフレグランス　Ａ－201号
債務者　岩橋　史子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２６９号
静岡市葵区川合１丁目５番10―303号
債務者　坂下　哲朗
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７０号
静岡市葵区川合１丁目５番10―303号
債務者　坂下富美江
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目14番地の４　清園マンション103、前住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目８番地の４　ローズマンション
債務者　仙名あやめ
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３２号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番53号　パストラルアサカ305、旧住所埼玉県朝霞市栄町３丁目１番15―210号
債務者　石原　三郎
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３６号
北海道岩見沢市９条西６丁目９番地１
債務者　内野かおり（旧姓按田）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６１号
北海道伊達市鹿島町16番地10
債務者　大友美智子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第７地割60番地19
債務者　菊地　　忍
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４３号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山１番地１
債務者　渡邊ハルヱ
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４４号
盛岡市三本柳25地割20番地
債務者　藤澤真由美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１０５号
静岡県富士宮市小泉305番地の１　レールサイドＳⅡ103
債務者　齊藤　公伸
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第９２号
香川県高松市藤塚町３丁目14番12―303号　ステーションハイツ栗林
債務者　合田　良明
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９号
香川県観音寺市瀬戸町３丁目６番14―102号　レオネクスト瀬戸
債務者　清水亜弥美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第７０２号
福岡県太宰府市国分１丁目18番35号
債務者　有岡　義民
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部